

公安委員会 説明資料 No. 1	香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び香川県暴力団排除推進条例施行規則等の一部改正について	令和8年5月14日 警務部
---------------------	---	------------------

議題事項

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則及び香川県行政手続等における情報通信の利用に関する条例の一部改正に伴い、香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び香川県暴力団排除推進条例施行規則等の一部改正を行うもの

1 改正理由

- (1) 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正
 - ア 電磁的記録による縦覧等及び作成等を行う方法についての規定の新設
 - イ 電子署名の定義の明確化
 - ウ 都道府県公安委員会等に係る手続等を国家公安委員会規則の適用範囲に含めるための関連規定の改正
- (2) 香川県行政手続等における情報通信の利用に関する条例の一部改正
 - 登記事項証明書の添付省略及び公用請求代替のための登記情報連携の利用等

2 改正内容

- (1) 香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年香川県公安委員会規則第6号）
 - ア 都道府県公安委員会等に係る手続等を国家公安委員会規則の適用範囲に含めるための関連規定の改正（第1条、第3条、第7条、旧第8条から旧第10条）
 - イ 電子署名の定義の明確化（第2条第2項（2））
 - ウ 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第8条に定める書面等及び措置を定める（新第8条関係）
- (2) 香川県暴力団排除推進条例施行規則（平成23年香川県公安委員会規則第3号）
 - 意見を述べる機会の付与に関し、当事者の存在が判明しない場合の通知について、インターネットを利用する方法による措置を追加する（第10条関係）
- (3) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）
 - 香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則改正に伴い、所要の改正を行う。

3 改正案

「香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則及び香川県暴力団排除推進条例施行規則の一部を改正する規則（案）」のとおり

4 施行期日

令和8年5月21日

報告事項

- 公安委員会に対する情報公開請求は0件、個人情報開示請求は0件
- 警察本部長に対する情報公開請求は59件、個人情報開示請求は105件

1 情報公開請求及び個人情報開示請求の件数 (件)

区 分		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (前年度比)	平均
情報公開	公安委員会	2	0	2	0	0(±0)	1
	警察本部長	102	85	74	86	59(-27)	81
	計	104	85	76	86	59(-27)	82
個人情報開示	公安委員会	0	0	0	1	0(-1)	0
	警察本部長	85	66	65	74	105(+31)	79
	計	85	66	65	75	105(+30)	79

- 情報公開請求のうち、懲戒処分関係は25件(42.4%) (前年度比20件減少)
- 情報公開請求のうち、電子申請による請求は18件(30.5%) (前年度比10件増加)
- 個人情報開示請求のうち、相談関係は80件(76.2%) (前年度比20件増加)

2 情報公開請求の処理状況 (件)

区 分	請求 件数	処理 件数	処 理 件 数 の 内 訳						却 下 又は 取下げ
			決 定 件 数	決 定 件 数 の 内 訳			却 下 又は 取下げ		
				全 部 公 開	一 部 公 開	非 公 開			
			全 部 非公開	不 存 在	存 否 拒 否				
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	59	84	84	21	44	1	18	0	
計	59	84	84	21	44	1	18	0	

- 全部公開の内訳…許認可関係(風俗営業、古物営業等)7件、昇任試験問題3件、信号機運用管理簿3件、その他8件
- 一部公開の内訳…懲戒処分関係25件、契約関係6件、昇任試験問題3件、その他10件

3 個人情報開示請求の処理状況 (件)

区 分	請求 件数	処理 件数	処 理 件 数 の 内 訳						却 下 又は 取下げ
			決 定 件 数	決 定 件 数 の 内 訳			却 下 又は 取下げ		
				全 部 開 示	一 部 開 示	不 開 示			
			全 部 不開示	不 存 在	存 否 拒 否				
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	105	107	107	0	101	4	2	0	
計	105	107	107	0	101	4	2	0	

- 一部開示の内訳は、相談等受理票80件、行方不明者届出書12件、物件事務報告書3件、その他6件
- 不開示の全部不開示の内訳は、適用除外4件(訴訟に関する書類)

※請求件数と処理件数の違いは、請求1件に対して複数の対象文書进行处理したことによる。

公安委員会 説明資料No. 3	令和7年度香川県警察教養実施計画に基づく教養 の実施結果について	令和8年5月14日 警 務 部
--------------------	-------------------------------------	--------------------

報告事項

令和7年度香川県警察教養実施計画に基づく各種教養の実施結果を報告する。

1 学校教養

		教養区分（課程等）	卒業（修了）者
基本 課 程	採用時 教 養	初任科（95期短期・長期）	37人
		初任補修科（94期長期、95期短期）	32人
		一般職員初任科	12人
	昇任時 教 養	警 部 補	4人
		巡 査 部 長	3人
		係 長	1人
	部門別 任用時 教 養	主 任	3人
		生 活 安 全	13人
		刑 事	18人
		交 通	10人
		警 備	9人
		計	142人
		専科（計18専科）	211人
		総 合 計	353人

2 職場教養

(1) 巡回教養及び実務研修

- ア 警察学校等での集合教養に加え、自主学習ツール「eラーニング」、Web会議システム等を活用した効率的かつ効果的な教養の推進
- イ 職務執行能力の向上に資する教養・訓練の推進
 - (ア) 実戦的総合訓練（79回、延べ2,062人（前年度129回、延べ1,833人））
 - (イ) 技能指導官等による教養（707回、延べ5,855人（前年度513回、延べ5,391人））
 - (ウ) 青年警察官フォローアップ講座（6講座、延べ146人（前年度6講座、延べ286人））

(2) 通訳官等に対する研修

- ア 通訳実務研修（7言語34人（前年度6言語37人））
- イ 海外語学研修（フィリピン 1人 11/9～12/6）

(3) その他の研修

- ア 一般職員に対する採用1年目研修（11人）2・3年目研修（計19人）
（前年度：採用1年目・2年目研修 計30人）
- イ 県人事課主催の特別研修（計43人）
- ウ 部外講師（元客室乗務員）による講演（計164人）

3 術科訓練等

- (1) 県下大会の開催（逮捕術、拳銃射撃競技及び駅伝）
- (2) 精強な執行力を確保するための術科訓練の推進

区 分	令和7年度	令和6年度
柔 道 ・ 剣 道	延べ9,193人	延べ9,575人
逮 捕 術	延べ10,228人	延べ10,048人
拳銃使用判断訓練	延べ2,267人	延べ2,314人
交番等勤務員に対する総合対処法訓練	12署・4交番・12駐在所 421人	12署・9交番・24駐在所 392人

報告事項

組織からの脱退を妨害した二代目親和会幹部に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、中止命令を発出した。

1 中止命令を受けた者

住所 高松市

指定暴力団二代目親和会幹部 甲男

2 相手方(被害者)

A男

3 中止命令の理由及び根拠

(1) 理由

甲男は、令和8年2月初旬頃、A男に対し「今は時期が違うだろ。タイミングが悪いわ。やめたら、香川でおれんようになるんぞ。」等と告げて威迫し、二代目親和会から脱退することを妨害したもの

(2) 根拠

ア 違反条項

法第16条第2項(脱退妨害行為)

イ 命令適用条項

法第18条第1項(中止命令の根拠規定)

4 中止命令発出状況

(1) 発出日時

令和8年4月30日(木)午後1時51分

(2) 発出場所

高松北警察署構内

(3) 発出時の状況

甲男に対し、中止命令書を示して読み聞かせたところ、「正業で頑張ってもらえたらと思います。」等と言って同命令書を受領した。

5 参考

(1) 令和8年の中止命令件数

1件目

(2) 法施行後の中止命令件数

243件目